

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）43

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43838

松前心一公傍在9取以

②アメリカ局長 (条約局長)
 ①参事官 (条約課長)
 参事官
 安全保障課長
 ③北米第一課長

松本・バーンス協定の取扱い
 について (沖縄の42改定條約問題の場合)
 46. 2. 3
 米保 (秘)

2月2日 防衛省内局運用課 三井部員 岸
 運用課 加藤一佐、山崎三佐を招き、本件に
 つき意見交換を行なつた。その模様次
 により。(当方米保課の例、条約課参照)

1. (先方説明)
 (1) 防衛省は12件、内部検討の結果、松本・バー
 ンス協定 (以下 MBA とす) の存在意義は
 早くも2112と944のFに、その廃止及び

GA-5

外務省
 米保 239

極 秘
 無 期 限
 秘密内
 号

これに代り、取扱いの設法考慮中である。
 (5112)
 (2) 本国会用に作成した概内報告 (以下 MBA
 由保と三由保用意にあり。その2件
 由保の場合「同協定の存在意義は4443
 92、99廃止を検討した。」と答へた
 1257240 (106由)
 (3) 今後 MBA の廃止を考慮するに至るに
 つき理由を基づく。
 (1) 外部に説明 (2112 MBA の主たる内容
 は領土侵犯に對する措置に7112の細目とす
 2112と23、敏達自衛隊の整備、米空軍の
 任務縮小に伴ふ、現在7112 領土侵犯
 状態に73 米側の関与の割合は全く
 2522112。

GA-6

外務省

(D) 昨年10月米側は自衛隊への引揚中、二方面性
 配量に211を連絡員に引揚中、二方面性
 日米間の取決めに必要とする条件は示した
 上。

(1) 元来 MBA は新設向きの取決めで、その
 規程は必ずしも必ずしも精巧なものでない
 といえる。現状及び今後の
 事態に踏まえ、要するに新しく作り直さ
 なければならぬ。

(2) 米側は12月(1950年)に
 其の能力を有する F4 戦闘機を三機、
 横田に配備した。これは「現在は自衛
 隊への引揚中であるが、場合不測の事態
 に考慮すれば、米側は協力を依頼する可能

性も示すこと、二方面性は必要とする
 ことの説明、米側の取決めに示すこと
 昨年6月末に示した取決めに示すこと
 二方面性、今後上述の説明が全く判
 断不能なものである。(これは、若くは他国に
 して若干の~~材料~~が~~材料~~か、これは艦載機
 二機、米側は我々の異議を述べた。
 (1) 米側は MBA を廃止することを、本年
 が絶好である。

石、これは既に、当方の側から述べた
 ことである。

(1) 先般米 国崎、マニラ (注: 復習用) (以下 OML
 といふ) 及び MBA についで 外防由に協定
 する旨を直申した。その旨は、本日合意した

とらざる。改定案の作成に当り、協定
内閣府に「廃止と検討」を決定

人々の関心は減る。大急ぎで
「MBAの廃止に7月28日以後の検討」

この程度に改定される。

(2) 本日はMBAの廃止に反対。従来の場合
OMLの下請4にMBAは存続

このままでは、当然OMLには
この問題。下午の報告と外務

由の5にこの報告を9にこの報告
がある。

(3) MBAの5は後進化対策の措置は確かに
文化にこのか。日本国の指揮系統を別

建てること。其中、其のCOCを置くこと

米側を通じて相手地域の情報をうること
等。これは基幹事項であり、今後とも

必要とする。MBAに廃止する場合は
当然新規のものを必要とする。金~~体~~

このMBAの存在意義がなくなることは
は、このMBAの存在意義の喪失に7月28日

(4) 沖縄返還の目的にMBAを改定すること
は、その目的を達成することである。

議論は10月1日に午後の議論とすること
この可能性も併せて検討する。

(5) 7月28日改定案の作成に際して本日
の議論は早急に検討し、速に再考

すること。 (二) 米側からの (三) 新
用案の概略報告を決定。

5. 本意見交換に際して先方の説明に因り
連情報中重要事項を本記の通り。

(1) 従来「会談」等により、米軍の行動の領空侵犯
防止措置を、概ねわが方の元(警察行動)

と同様であることが、莫然に根本的
に違っている。

米軍には「交戦規範」等も存在し、之
を基に極限まで自衛隊と見なす。

入手しているが、大要は説明を受けている。
これらと領空侵犯防止という特別の

方法は認めらるが一般に「交戦」という概念
を以て、戦闘行為と見なす。

その一例として、^{戦闘機}パイロットは敵性機と遭
遇した場合、相手が敵性行動を以てした場合、

これ攻撃(先制攻撃を含む)を以て撃墜する
義務を有し、その是れ司令官の指示による。

場合以外相手方領域内に入るといふこと、
敵性機と見なす連隊の形状を以てしては、
例として

と見なす。敵性行動を以て攻撃に有利な態勢
を相手方が与える(先方の上空に位置する等)

を意味し、相手の発砲を以てしては、
米軍パイロットは之を交戦規範を以てして

頭に受け持つ等には要請なし。3月、6月には
各種の事実を以てしては、

(2) 米軍にはパイロットの交戦規範のほか、ミサイル
の扱いに因りて交戦規範もあり、概ね

戦闘機の場合と同様、敵性機の敵性行
動に於ては直ちに撃墜する旨の指示が

示すこと。

(3) 沖縄復帰後一先の期間 米側が防犯に
担当する。その由は上記のとおり

米側が交際規範が有効適用
される。先に本土におよび 昭和28年

以降の若年層 治安悪化防止に米側は
任務してこれに存在して「警察庁」と「防犯

庁」の間の相違は由りあり、その説明
は、その後の説明が、沖縄の場合には

同様である。

(4) 文休・カ-112会議の下の作業部会におい
て米側は (Col. Ray : 5室(明細))は、治安悪化

防止の解決がなされる。これは、
既に解決の要あり。米側は自己の交際

規定に~~お~~ ^お 指すことと日本側は同意の
旨の何らかの agreement を作成し

示唆を行なうこと。

既出

松本、バーズ 12/12
(記録)

46. 2. 12
未 集

12月15日 松本より三井部長宛電話
15日 返答あり 申入れした。

1. 外省に12月18日 国峰、マーティ、松本、バーズ
に対して現在でも有効であり、沖縄返還
と9月15日 改定が必要は等しいと9日
に29日 21日 23日 25日 27日 29日 31日 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

2. (去年9月7日 采院内閣委員 中曽根長官
は「改定の考慮」を去年12月12日に
指摘し) 急い変更が必要は等しいと9日

3. 新 経 験 者 自 答 2 件

2月15日 三井部長宛 次 通 連 絡 あり。
「外省の申入れ次第は局長に伝えたが、
この際 局長は、SAMの運用は7月12日
米側交戦判別の手配 といふ といふ、早く
わか方の態度決める要あり、外省の考え
方承知したいとの入ったので、この日は
検討方針あり」

上記に対し 荒井、
「わか方は OM、MB 改定 12月12
の答弁より 決めるのか 先決と見て、申入れを
行なった次第あり。この日はかん」

三井「当面の肉詰と2月 改定の考えありと
いふことを得たが、SAMの運用と1月 実行の
話と合わせて検討したいといふのが JDA の方針
あり といふ」

結局、SAM運用 ^(肉詰) 12月12日 別途 防衛
から改定の説明を聴取した上で 検討する
方針と、対応する方針とを

取扱注意

問一〇四 松前、パインズ取極の締結の経緯、根拠いかん。

答 わが国の領空侵犯に対する措置は、岡崎・マコフィ往復書簡(昭和二八年一月一三日及び一六日)に基づき、かつてはもつばら米空軍に依存していたが、昭和二九年に航空自衛隊が発足し、昭和三三年四月から、航空自衛隊も領空侵犯に備えた警戒待機を開始し、同年六月には、それ迄米空軍が管理していたレーダーサイトの、航空自衛隊への移管が開始された(昭和三五年七月一日移管完了)。松前・パインズ取極は、このレーダーサイトの移管を機会に、防衛庁長官から領空侵犯に対する措置をとることを命ぜられていた航空総隊司令官が、長官の承認をえて、岡崎・マコフィ往復書簡により同様の措置をとることとされている米第五空軍司令官との間で、昭和三四年九月二日、レーダーサイト移管後の両者の領空侵犯に対する措置実施上の細目事項を調整するため、締結したものである。

問一〇五 松前・パインズ取極の内容如何

答 主要内容は、次の通りである。

- (一) 米第五空軍と航空総隊との間の、日本の領空侵犯に対する措置実施上の細目事項を明らかにすることを目的とする。
- (二) 五空と総隊とは、別個の指揮系統を保留する。
- (三) 警戒態勢(デフコン)を高めるにあつては、相互に緊密な調整を行なう。ただし、緊急時においては、一方的に警戒態勢を高め、その後調整を行なうこともある。
- (四) 府中の作戦指揮所(COC) Combat Operation Center)は、五空と総隊との双方の指揮中枢とする。
- (五) 防空管制所(ADCC) Air Defense Control Center)及び防空指揮所(ADDC) Air Defense Direction Center)に、五空の連絡員(ADOT) Air Defense Operation Team)を配置する。
- (六) 隣接極東地域との関連情報の交換は、五空司令官の責任である。

問一〇六 松前・バーンズ取極は、今でも有効か、今後の必要性如何
答 松前・バーンズ取極は、廃止の合意はされていないので、今でも有効である。

しかし、領空侵犯に対処するための航空自衛隊の能力は、今や十分向上しており、他方、在日米空軍は、昭和四〇年七月以降、領空侵犯に備えた警戒待機はとりやめており、更に本年六月末迄に、戦闘機を全面的にわが国から撤退させる由である。従つて、わが国の領空侵犯に対処する措置は、今後はもつぱら航空自衛隊のみで行なうことになり、松前・バーンズ取極の存在意義はなくなるので、その廃止を検討したい。